

令和 8 年度

浅瀬石川二期農業水利事業

中泉幹線排水路（その 11）工事

特 別 仕 様 書

東北農政局 津軽土地改良建設事務所

第1章 総則

浅瀬石川二期農業水利事業中泉幹線排水路（その11）工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目的

本工事は、浅瀬石川二期土地改良事業計画に基づき、中泉幹線排水路を改修するものである。

2 工事場所

青森県北津軽郡鶴田町瀬良沢地内他

3 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

排水路延長	L=381.32m
施工始点	No.17+34.48
施工終点	No.40+44.86（No.23+49.80～No.39+28.86は除く）

内 訳

矢板護岸工

右岸（No.17+34.48～No.23+49.80、No.39+29.86～No.40+44.86） L=380.32m

左岸（No.39+28.86～No.40+44.86） L=66.00m

合流工	1箇所
堰上工	1箇所
仮設工	1式

4 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1 工期

- （1） 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙－2により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている213日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－2と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

- (2) 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の翌日から令和9年3月10日（工事完了期限日）まで

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

2 工程制限

近隣農地の耕作のための営農車両の通行を妨げる作業については、9月1日～10月31日の施工を制限する。

なお、稲刈等が終わり、工事用進入路を通行する営農車両が見られない場合など、各関係農家の調整や気象条件により、期間が変更になる場合は監督職員と協議するものとする。

3 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等87日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。

4 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（8月12日～8月14日）、年末年始休暇（12月29日～1月3日）とする。ただし、週休2日の実施に取り組む工事については、提出する施工計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により、上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前7時までとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯において、やむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

6 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-11に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1 土質

本工事の施工場所の土質は、粘性土及び砂質土を想定している。

2 関連工事

本工事に関連する工事との調整は、次によらなければならない。

(1) 工事中用進入路の共用区間と維持管理

本工事で使用する第1号、第2号進入路は、下記工事の受注者と共用とし、その維持管理は中泉幹線排水路（その10）工事の受注者が行うこととする。

中泉幹線排水路（その10）工事（施工時期 令和7年11月～令和9年3月）

中泉幹線排水路改築その他工事（施工時期 令和8年4月～令和9年3月）

(2) 仮置場の共用

本工事で使用する米マイロード仮置場は、下記工事の受注者と共用とし、その維持管理は中泉幹線排水路（その10）工事の受注者が行うこととする。

中泉幹線排水路（その10）工事（施工時期 令和7年11月～令和9年3月）

中泉幹線排水路（その12）工事（施工予定時期 令和8年8月～令和9年3月）

中泉幹線排水路改築その他工事（施工時期 令和8年4月～令和9年3月）

3 第三者に対する措置

(1) 騒音及び振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 保安対策

ア 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

イ 交通誘導警備員の配置は、下表及び別図－1のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導 警備員	編成	昼夜別	交代要員 の有無	備考
鶴田町道瀬良沢中泉線 (第4号進入路地点)	1名/日	1名	昼間	無	交通誘導 警備員 B
青森県道160号線 (羽野木沢梅田線)	1名/日	1名	昼間	無	交通誘導 警備員 B

(3) 交通対策

第1号進入路に接続する中瀬橋、第2・4号進入路に接続する篠田橋はT-14 荷重となっているので、本荷重を超える車両の通行は出来ない。

工事資機材等の運搬において、一般の交通に支障とならないよう留意するとともに、事故防止に努めなければならない。なお、公共道路の使用に当たっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるものとする。

関係機関又は第三者から安全対策を求められた場合、その対応を監督職員と協議するものとする。

4 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-45に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

5 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-37及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1 工事用道路等

（1）工事用道路等

受注者は、図面に基づき、工事用道路等（進入路含む）を整備しなければならない。

また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。

（2）分解・組立ヤード及び車廻し

過年度工事で設置し、存置している中瀬橋右岸下流側、篠田橋右岸上流側及び左岸下流側の分解・組立ヤード並びに中瀬橋右岸下流側の車廻しを使用し施工するものであり、使用後は篠田橋左岸下流側の分解・組立ヤードのみを本工事で撤去する。

（3）耕作用道路

過年度工事で設置、存置している耕作用道路は工事完了後本工事で撤去する。

2 土砂仮置場

土砂仮置場は、図面に示す箇所とし、名称、使用目的及び搬出予定量は次表のとおりである。土の搬出時は監督職員の指示により分別し、整地するものとする。なお、土砂仮置場は関連工事と共用して使用するため、使用に当たっては監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議しなければならない。

土砂仮置場を変更する場合又は土砂仮置場の維持管理は本工事で行うものとするが、土砂仮置場の維持管理等に係る変更が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

名称	使用目的	搬出予定量 (現場から土砂仮置場へ)	摘要
米マイロード仮置場 (五所川原市大字中泉字松枝)	工事用道路盛土等	1,900 m ³	

3 建設発生土受入地

本工事の施工に伴い発生する建設発生土は、次に示す建設発生土受入地へ搬出するものとする。

名称	建設発生土	地先名	搬出予定量	摘要
(株)丸源産業	浚渫土	つがる市富范町 小泉29-2	130 m ³	草木の混在受入れ可能 木、根、廃棄物等の受入れ不可

4 仮設橋梁工

鶴田町道中泉瀬良沢線の梅田揚水機前に設置している仮設橋梁は、T-25 荷重であり、工事車両の通行に支障は無いが、一般通行を優先して、注意して通行するものとする。

5 仮締切工

受注者は、堰上工及び第4号合流工施工時に大型土のうにて仮締切を行うものとし、水路内作業については十分に安全に配慮した上で行うものとする。また、袋体は3年耐候用を使用し、中詰材は購入土を用いて作成する。本工事完了後、土砂仮置場へ搬出するものとするが、現場状況により変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

矢板護岸工施工について、排水路水位は40cm以下と想定しているため仮締切は不要とするが、これにより難しい場合は排水路水位の状況等を報告の上、施工方法等について協議するものとする。

6 水替工

工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。

工種	排水区分	排水量	箇所数
合流工	作業時排水及び 常時排水	0～7 m ³ /h/箇所	1箇所
堰上工	作業時排水及び 常時排水	0～7 m ³ /h/箇所	2箇所

7 除雪工

除雪は積雪深が10cmに達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。

なお、除雪工は実績により変更する。

第6章 工事用地等

1 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、別図－2に示すとおりである。

2 借地契約

発注者が行う借地契約については、着工までに契約予定である。

3 工事用地等の使用

- （1）発注者が確保を予定している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会のうえ、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。
- （2）工事用地等は、別紙－3に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- （3）工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。
- （4）工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないように十分注意するものとする。
- （5）工事用道路造成地及び工事用資材の一時仮置地は、発注者が確保している工事用地等内に土木用シートを敷設した後に、造成又は仮置するものとする。

なお、使用後の土木用シートは、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

- (6) 工事用地等の使用に当たっては、農地内に建設廃材等（砂利等骨材、コンクリート殻、鉄筋、ビニールシート等）が混入しないように、受注者の責任において行うものとする。

4 原形復旧について

- (1) 工事用道路等の路体、敷鉄板及び土木シート等、仮設物の撤去後の後片付けは入念に行わなければならない。
- (2) 仮設用地に係る耕地の原形復旧（耕起・畦畔復旧等）は、次年度に別工事で施工する予定であるが、それ以外の原形復旧（土木シート撤去・仮畦畔撤去）は本工事で行うことで考えている。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS 規格品は、産業標準化法（平成 30 年 5 月 30 日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JIS マーク表示認証工場）での製造品とする。

- (1) 砕石及び骨材 割栗石（5～15cm）、再生クラッシャラン RC-40
- (2) コンクリート二次製品 高強度コンクリート矢板 KC175、KC150A、KC90B
- (3) 鉄筋コンクリート用棒鋼 異形棒鋼 JIS G 3112 SD295 D13
- (4) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの 種類による 記号	使用目的
鉄筋コンクリート	21	12 (参考) ※ 1	25 ※ 2	60 以下	BB	合流工、吐出工
無筋コンクリート	18	8	25	65 以下	BB	均しコンクリート
無筋コンクリート	18	8	40	65 以下	BB	笠コンクリートブロック・ 中詰コンクリート、堰 上工

※ 1 本工事の特別仕様書、工事数量表及び図面に記載されたスランプは、積算上の参考値である。施工条件等によりスランプを変更する場合は、監督職員と協議の上、受発注者間でスランプの確認を行い変更することができる。

なお、スランプを変更する場合は、使用するコンクリートの配合計画書を監督職員に提出し確認を受けるものとする。また、スランプが 12cm を超える場合は、試し練りの材料分離抵抗性についても監督職員の確認を受けるものとする。

※2 粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。

(5) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、工事看板や任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

2 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
高強度コンクリート矢板	カタログ、試験成績書
笠コンクリートブロック	カタログ、試験成績書
砕石類	試験成績書、粒度分析表
コンクリート	配合報告書、試験成績書
吸出し防止材	カタログ、性能評価報告書
土木シート	カタログ、試験成績書
鉄筋	ミルシート
硬質ポリ塩化ビニル管	カタログ、試験成績書
デッキプレート	カタログ、試験成績書
袋詰玉石用袋材	カタログ、試験成績書
割栗石	試験成績書、粒度分析表
土のう袋	カタログ、試験成績書

3 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

材 料 名	検査・試験項目	備 考
高強度コンクリート矢板	外観・寸法	現場搬入初日に 任意一枚抽出
笠コンクリートブロック	外観・寸法	現場搬入初日に 任意一枚抽出

4 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
高強度コンクリート矢板	KC175、KC150A、 KC90B	青森県上北郡六戸町
笠コンクリートブロック	H400×B500、 H400×B550	青森県弘前市
砕石	RC-40	青森県五所川原市
割栗石	5 cm～15cm	青森県五所川原市
敷鉄板	t=22mm	青森県青森市

5 工事に使用する土砂について

受注者は、工事で使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書の写しを監督職員に提出しなければならない。（採石法第 33 条による採取計画認可書、砂利採取法第 16 条による採取計画認可書、森林法第 10 条の 2 による林地開発許可書）

第9章 施工

1 一般事項

（1）基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

（2）書類限定検査の実施

ア 検査職員による検査について、次に示す 9 書類に検査時の資料を限定し資料検査を行うものとする。

なお、これによりがたい場合は、事前に追加書類を受注者に通知する。

（ア）施工計画書	（カ）出来形管理図表
（イ）施工体制台帳 （下請けとの関係及び下請 引取検査書類を含む。）	（キ）品質管理図表
（ウ）打合簿（協議）	（ク）工事材料品質証明書
（エ）打合簿（承諾）	（ケ）工事写真
（オ）打合簿（提出）	

イ 書類限定検査に係る実施状況や改善点等を把握するためのアンケートを実施する場合には協力するものとする。

2 再生資源等の利用

（1）再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシュラン	RC-40	構造物基礎材

なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」((公社)日本道路協会発行)等を遵守する。

（2）建設資材廃棄物等の現場内利用

受注者は、本工事の施工に伴い発生するその他の建設資材廃棄物等も、その利用方法等につい

て監督職員と協議しなければならない。

なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。

3 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃棄物	処 理 施設名	住所	受け入れ 時 間	事業区分
無筋コンクリート殻 有筋コンクリート殻	(株)須郷土木 ダイ マルサイクルプラント	北津軽郡鶴田町大字鶴 田字小泉 269-1、269-2、 270、539	8時～17時	再資源化施設 業者
廃プラスチック (土木シート)	(株)竹内組 破碎施設	青森県つがる市稲垣町 繁田袋井 115-3、12 他	8時～17時	再資源化施設 業者
金属くず	(株)兼建興業 いわきサイクルプラ ント	青森県弘前市大字五代 字従弟沢 1024-2	8時～17時	再資源化施設 業者

4 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの 作業内容及び 解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	(1)仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	(2)土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	(3)基礎	基礎工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	(4)本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	(5)本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	(6)その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

5 土工

(1) 掘削

ア 掘削土は、埋戻し及び盛土に流用するもののほか全て米マイロード仮置場へ搬出しなければならない。

イ 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。

ウ 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻し及び盛土

ア 水路背面部の埋戻し及び盛土は一層の仕上がり厚さが30cm程度になるようにまき出しする。

イ 水路背面部の埋戻し及び盛土は、事前に締固め試験を実施し、最大乾燥密度に対する所用の締固め度は、地山程度となるよう締固めなければならない。

ウ 河床洗掘部の盛土については、購入材の割栗石により投入のみを行なうこととしているが、浅瀬石川統合頭首工建設工事の発生材の使用を指示する場合がある。

6 基礎工

碎石基礎は、十分に締固めなければならない。

7 構造物取壊し工

既設軽量鋼矢板の切断位置については、既設笠コンクリート下 20cm にて切断するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

8 矢板護岸工

高強度コンクリート矢板の施工は次のとおりである。

(1) 打ち込み工法

高強度コンクリート矢板の打ち込みは電動式バイブロハンマ打設により施工することと考えている。

なお、地質その他施工条件等により工法変更が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

(2) 施工能力

高強度コンクリート矢板の打ち込みに係る施工能力は 10 枚/日を想定している。

(3) 施工能力の確認

受注者は施工能力確認のための調査表を作成し監督職員へ提出しなければならない。

なお、施工能力確認のための調査表様式については、監督職員が別途指示する。

また、上記(2)の施工能力と施工能力確認結果が著しく異なる場合は、監督職員と協議するものとする。

(4) 施工計画の確認

施工計画確認のため、矢板打設進行方向が分かる内容を施工計画書に記載するか又は割付図を監督職員に提出するものとする。

9 根固め工

袋詰玉石工の施工は次のとおりである。

(1) 袋詰玉石

袋詰玉石の中詰材は図面に示すとおり割栗石とし、購入材を使用することとしているが、浅瀬石川統合頭首工建設工事の発生材の使用を指示する場合がある。

(2) 施工能力

袋詰玉石の製作～据付に係る施工能力は 20 袋/日を想定している。

(3) 施工能力の確認

受注者は施工能力確認のための調査表を作成し監督職員へ提出しなければならない。

なお、施工能力確認のための調査表様式については、監督職員が別途指示する。

また、上記(2)の施工能力と施工能力確認結果が著しく異なる場合は、監督職員と協議す

るものとする。

10 合流工・堰上工

合流工及び堰上工の施工にあたり、既設構造物が支障となることが判明した場合は、その対応を監督職員と協議するものとする。

第 10 章 施工管理

1 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、入札説明書による。

2 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）～（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

ア 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黑板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記アに示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

3 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf>」）によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第11章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1 土質等により構造及び工法を変更する必要性が生じた場合
- 2 転石が出現した場合
- 3 排水方法の変更及び排水量が著しく増減した場合
- 4 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現による工事の中止等があった場合
- 5 第三者との協議により設計変更が生じた場合
- 6 監督職員が設計変更に必要な調査、測量、設計及び図面作成並びに歩掛調査等を指示した場合
- 7 クマ類対策に係る安全対策が必要となった場合
- 8 その他（両者協議のうえ、必要と認めた場合）

第12章 その他

1 契約後VE提案

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

ア VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施

工方法等の変更の提案

(3) V E 提案書の提出

ア 受注者は、(2) の V E 提案を行う場合、次に掲げる事項を V E 提案書（共通仕様書様式 6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(ア) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

(イ) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(ウ) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(オ) 工業所有権を含む V E 提案である場合、その取り扱いに関する事項

(カ) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、V E 提案を契約締結の日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E 提案の適否等

ア 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

イ また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

カ 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。

キ V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記カの V E 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E 提案書の使用

発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的

に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がV E提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-40に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副2部

3 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結日の翌日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」等における日付）とする。

4 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長（総括監督員）、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長（総括監督員）、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部

並びに事務所長(総括監督員)、次長、主任監督員(主催)及び監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官(議長)・関係課職員、事務所長(総括監督員)、次長、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記(1)～(4)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿(共通仕様書 様式-42)に記録し、相互に確認するものとする。

5 快適トイレの試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式(洋風)便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上(面積ではない)

- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

（２）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

6 現場環境改善費

（１）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから１内容以上選択し合計４つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（２）以下の表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 昇降設備の充実 イ 環境負荷の低減 ウ ICT設備の充実 エ 作業負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） エ 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設の充実 イ 盗難防止対策 ウ 健康関連施設の充実 エ 野生生物・害虫対策等
地域連携	ア 広報活動等（完成予想図、パンフレット・工法説明、PR看板等） イ 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ウ 社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） エ 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

- (3) 現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。
- (4) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

7 週休2日による履行実績取組証明書の発行

- (1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。
- なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
- ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- 受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。
- (4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

8 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事施工に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
- 営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
- 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、「地域外からの労

働者確保に要する間接工事費の設計変更について」(URL:「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-248.pdf>」)に示す実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「様式1」という。)を作成し、監督職員に提出するものとする。

- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(以下「様式2」という。)を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

9 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

10 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を、「運搬費及び準備費の設計変更について」(URL:「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-26.pdf>」)に示す様式により提示する。

- (3) 受注者は、(2) により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

11 CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

12 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃ 以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃ 以上となる日を真夏日と見なす。
ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数 } 1.2$$

13 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上、合意した単価合意書は、公表するものとする。

14 情報化施工技術の活用について

(1) 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工に関する起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事（受注者希望型）である。

(2) 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。

(3) 使用する機器・ソフトウェア

情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

(4) 貸与資料

基本設計データ及び3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。

	貸与資料	備考
1	令和2年度 全体実施設計浅瀬石川二期地区 中泉幹線排水路調査測量設計業務	
2	令和3～4年度 浅瀬石川二期農業水利事業 中泉幹線排水路調査設計（その1）その他業務	
3	令和5年度 浅瀬石川二期農業水利事業 中泉幹線排水路調査補足設計業務	
4	図面の CAD データ	

(5) 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用 T S 等光波方式等を準備しなければならない。

(6) 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき提出しなければならない。

(7) 情報化施工技術の活用に必要な費用

ア 情報化施工技術の活用に必要な費用については設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。

イ 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。

15 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

(2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙 7 に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大 7.5 点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。

[事業（務）所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。

(2.5 点)

☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。(5 点)

☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。(7.5 点)

16 部分払いについて

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」(URL: <https://www.maff.go.jp/tokai/supply/nanzigyo/pdf/dekidakayoryo.pdf>) に基づき行うものとする。

第 13 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工	右岸			
(1)掘削工	排水路内・浚渫土撤去			
土砂掘削	砂質土、現地～建設発生土受入地	m3	130	
(2)掘削工	管理用道路・護岸部等			
土砂掘削	砂質土、現場～米マイロード仮置場	m3	16	
(3)盛土工	排水路内・河床洗掘部			
積込（ルーズ）	割栗石	m3	480	
購入土盛土	割栗石5～15cm	m3	480	
(4)盛土工	管理用道路・護岸部等			
積込（ルーズ）	砂質土	m3	330	
流用土盛土	砂質土	m3	330	
購入土盛土	砂質土	m3	19	
(5)整形仕上げ工	管理用道路・護岸部等			
法面整形	切土部	m ²	690	
法面整形	盛土部	m ²	650	
2. 構造物撤去工				
(1)構造物取壊し工	既設護岸工、タイロッド、第4号合流工			
コンクリート構造物取壊し	有筋	m3	72	
コンクリート構造物取壊し	無筋	m3	33	
ガス切断	3～7mm（既設軽量鋼矢板）	m	654	
ガス切断	3～7mm（既設タイロッド）	m	6.0	
ガス切断	3～7mm（既設デッキプレート）	m	26	
積込（ルーズ）	廃プラスチック	m3	11	
殻運搬	有筋コンクリート	m3	72	
殻運搬	無筋コンクリート	m3	33	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
殻運搬	金属くず	m3	10	
殻運搬	廃プラスチック	m3	10	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	有筋コンクリート殻	ton	180.3	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	無筋コンクリート殻	ton	77.8	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	金属くず	ton	11.4	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	廃プラスチック（土木シート類）	ton	0.4	
3. 矢板護岸工	右岸			
（1）作業土工				
床掘り	砂質土	式	1	
土砂等運搬	現場～米マイロード仮置場	m3	330	
整地	砂質土、米マイロード仮置場	m3	330	
埋戻	砂質土（購入土）	式	1	
（2）笠コンクリート工				
笠コンクリートブロック	H400×B500×L2000、中詰コンクリート含む	m	131	
笠コンクリートブロック	H400×B550×L2000、中詰コンクリート含む	m	312	
（3）矢板工				
コンクリート矢板	KC175 L=6.5m, B=1.0m	枚	313	
コンクリート矢板	KC150A L=5.5m, B=1.0m	枚	131	
コンクリート矢板	KC90B L=5.0m, B=1.0m	枚	3	
吸出し防止材設置	合繊不織布 厚10mm 9.8kN/m	m ²	44	
4. 根固め工				
（1）袋詰玉石工				
袋詰玉石	1t、割栗石5～15cm	袋	263	
5. 合流工	第4号合流工			
（1）作業土工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
土砂等運搬	砂質土、現場～米マイロード仮置場	m3	26	
整地	砂質土、米マイロード仮置場	m3	26	
積込（ルーズ）	砂質土、土砂仮置場	m3	26	
床掘り	砂質土	式	1	
基面整正	吐出工	式	1	
埋戻	砂質土（購入土）	式	1	
（2）合流工				
基礎砕石	RC-40、t=15cm	m ²	8.0	
コンクリート	18-8-25(20)BB W/C=65%	m3	0.4	
コンクリート	21-12-25(20)BB W/C=60%	m3	4.1	
型枠	均しコンクリート	式	1	
型枠	鉄筋構造物	式	1	
鉄筋工	SD295 D13	ton	0.376	
6. 堰上工				
（1）作業土工				
基面整正		式	1	
（2）本体工				
基礎砕石	RC-40、t=15cm	m ²	62	
コンクリート	18-8-25(20)BB W/C=65%	m3	3.1	
コンクリート	18-8-40, BB, W/C=65%	m3	28	
型枠	均しコンクリート	式	1	
型枠	無筋構造物	式	1	
目地板	ゴム発泡体 t=10mm	m ²	2	
デッキプレート	キーストン型 t=1.2mm	m ²	40	
（3）付帯工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
ふとんかご	撤去, 階段式, 高さ40cm×幅120cm	m	44	
ふとんかご	設置, 階段式, 高さ40cm×幅120cm (割栗石再利用)	m	44	
水抜きパイプ	一般管VP 径65 長0.6m	箇所	7	
7. 仮設工				
(1) 仮設道路工	土木シート			
安定シート	980N/5cm以上、設置～撤去	m ²	104	
安定シート	980N/5cm以上、撤去	m ²	3,109	
(2) 仮設道路工	工事用道路等			
購入土路体	砂質土	m ³	270	
土砂掘削	砂質土、路体撤去 現場～米マイロード仮置場	m ³	1,900	
整地	米マイロード仮置場	m ³	1,900	
敷鉄板	t=22mm、設置～撤去	m ²	5,346	
(3) 仮設土留・仮締切工	第4号合流工・堰上工			
大型土のう	耐候性(3年)、製作・設置	袋	128	
大型土のう	転用・設置	袋	34	
大型土のう	撤去(再利用)	袋	128	
大型土のう	運搬、現場～米マイロード仮置場	袋	128	
大型土のう	設置、米マイロード仮置場	袋	128	
(4) 排水処理工				
排水ポンプ(仮設)	0～7m ³ /h未満, ①作業時～常時, ②常時, 第4号合流工	箇所	1	
排水ポンプ(仮設)	0～7m ³ /h未満, ①作業時～常時, ②常時, 堰上工	箇所	2	
(5) 安全費				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人	69	
(6) 除雪工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
除雪	構造物周辺	m3	84	
除雪	土工部	m3	430	
除雪	工事用進入路等	m3	5,050	
除雪	工事用道路	m3	3,270	
8. その他				
(1) 運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
重建設機械分解・組立・輸送	クローラクレーン	式	1	
重建設機械分解・組立・輸送	クローラクレーン	式	1	
重建設機械分解・組立・輸送	ロングアームバックホウ	式	1	
仮設材輸送	敷鉄板	式	1	

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

〇〇 〇〇様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工事名	
工事場所	
契約予定年月日	令和年 月 日
工事の始期	令和年 月 日
工期	工事の始期から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期(工事の始期及び終期)を記載する。

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

1. この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
2. この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
3. 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- （1）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （2）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （3）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （4）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （5）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難い場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。
また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。

- ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

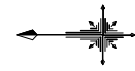
(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

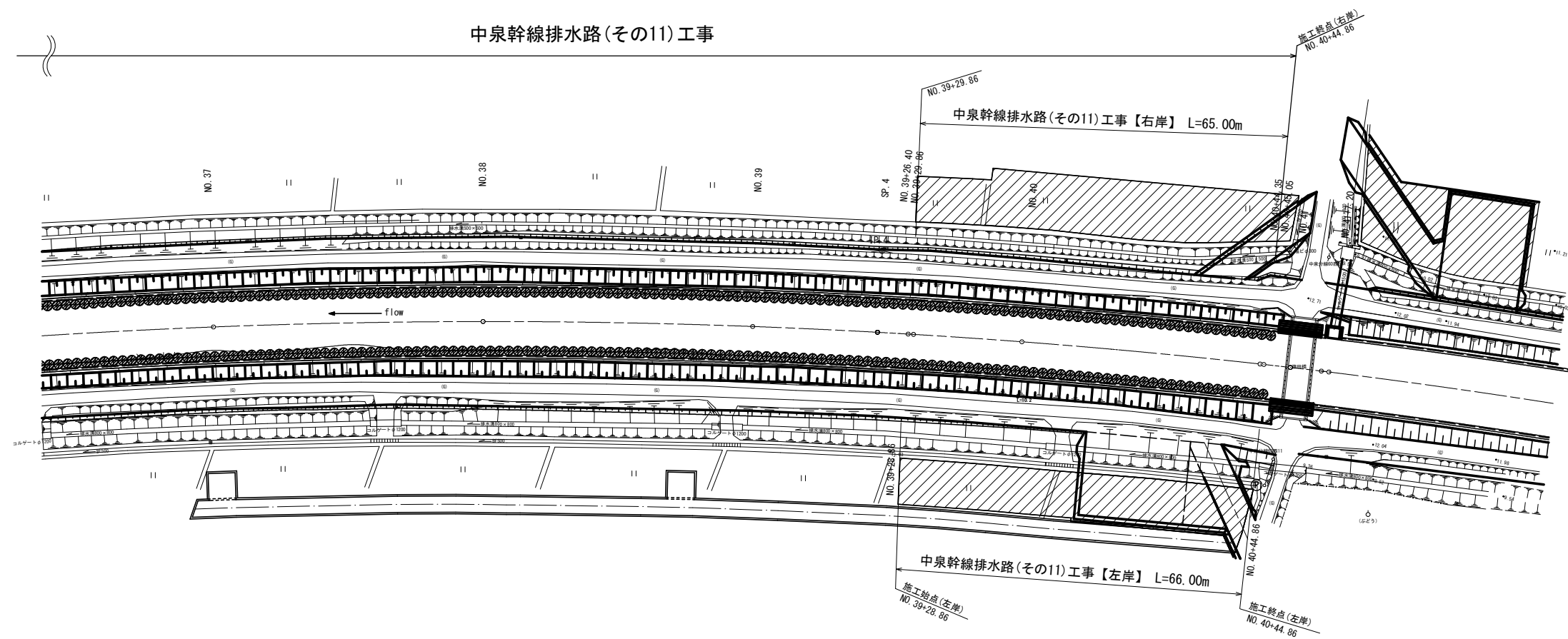
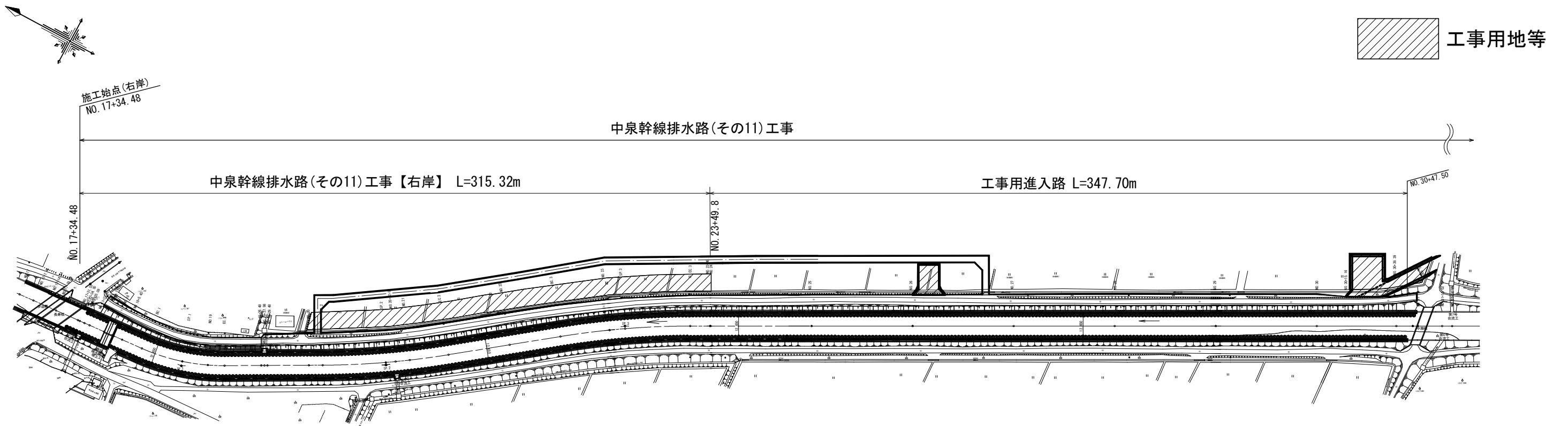
(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

交通誘導警備員配置図

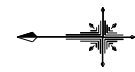
S=1:2500



工事用地図



工事用地図



工事用地等



令和8年度 浅瀬石川二期農業水利事業
中泉幹線排水路（その11）工事

図 面 目 録

図 面 番 号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2 - 1 / 3	平面縦断図(1/3)	1	
2 / 3	平面縦断図(2/3)	1	
3 / 3	平面縦断図(3/3)	1	
3 - 1 / 7	横断図(1/7)	1	
2 / 7	横断図(2/7)	1	
3 / 7	横断図(3/7)	1	
4 / 7	横断図(4/7)	1	
5 / 7	横断図(5/7)	1	
6 / 7	横断図(6/7)	1	
7 / 7	横断図(7/7)	1	
4 - 1 / 2	標準断面図(1/2)	1	
2 / 2	標準断面図(2/2)	1	
5 - 1 / 2	第4号合流工構造図(1/2)	1	
2 / 2	第4号合流工構造図(2/2)	1	
6	第4号合流工配筋図	1	
7 - 1 / 2	堰上工構造図(1/2)	1	
2 / 2	堰上工構造図(2/2)	1	
8	工事用進入路計画平面図	1	
9 - 1 / 2	工事用進入路待避所計画図(1/2)	1	
2 / 2	工事用進入路待避所計画図(2/2)	1	
10 - 1 / 3	仮設計画平面図・断面図(1/3)	1	
2 / 3	仮設計画平面図・断面図(2/3)	1	
3 / 3	仮設計画平面図・断面図(3/3)	1	
11 - 1 / 2	耕作用道路計画図(1/2)	1	
2 / 2	耕作用道路計画図(2/2)	1	
12	堰上工仮設計画図	1	
	合 計	27	